職員の勤務労働条件について(小委員会交渉)

令和7年7月22日(火)

局 側:環境局総務部職員課長他

組合側:大阪市従業員労働組合環境事業支部 副支部長他

(局 側)

5月29日に大阪市従業員労働組合環境事業支部から申入れを受けた「自治労現業統一闘争に関する要求」について、1点目から6点目、8点目から10点目を交渉事項として取り扱うこととし、当局としての回答をお示しする。

まず、1点目、2点目及び5点目についてであるが、本市では令和6年3月に策定された 「新・市政改革プラン」において、取り組み方針の1つとして、「持続可能な行財政基盤の 構築」を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変 化に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を図り、引き続き、人員マネジメントの推進等に取 り組むこととしている。技能職員については、災害時対応など公の責任を果たすという観点 から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題 も踏まえ、採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、最 低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めることとして いるが、当局においては、普通ごみ収集輸送業務や地域連携業務、車両整備業務などの家庭 系ごみ収集輸送部門等について、将来にわたり維持していく部門としている。また、現在、 「経費の削減」と「市民サービスの向上」の考え方に加え、SDGsの考え方を踏まえ、「持 続可能で効率的・効果的な事業運営」と「地域・市民・事業者との連携強化」をめざした「家 庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 3.0 に基づき、取組を進めており、本年3月には、「改 革プラン 3. 0」における施設の統廃合、職員数削減等の見直しを具体化した方針として、ハ ード、ソフト両面でスリム化・リニューアルを行うことで財政負担を軽減し、持続可能な運 営体制の構築をめざす「新しい環境事業センターについて」を策定したところである。さら に災害対策については、平成 29 年 3 月に第 1 版を策定した『大阪市災害廃棄物処理基本計 画(令和7年3月改定)』に基づき、環境事業センターが発災直後から地域のコントロール タワーとなって、円滑な収集体制を確保することは必要不可欠であると考えており、『環境 事業センターにおける災害発生時の業務実施マニュアル』を定めるほか、令和元年7月には 『台風等暴風時のごみ収集における対応マニュアル』を策定するなど、適宜、災害に対する 備えを進めてきたところであり、引き続き、発災時に速やかな対応が可能となるよう取り組 んでまいりたい。また、収集現場において高齢者をはじめとする市民の方とも接する機会の 多い環境事業センター職員が応急救護を身に付けることで、付加価値を高めた市民サービ スを提供できるよう、全職員のスキルアップに向け、普通救命講習を実施している。いずれ にしても、「改革プラン 3.0」の目標実現に向けた取組を進める中で、職員の勤務労働条件 に係る事項については、協議を行いたいと考えており、貴支部においても、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、大阪広域環境施設組合とは、今後もこれまで培ってきた収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえて連携を図ってまいりたい。

続いて、3点目の項目について、回答する。この間、高齢者雇用にあたっては「雇用と年金の接続」を図るため、大阪市再任用職員要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、今後とも、技能職員の業務実態等を十分に踏まえ、再任用制度並びに条例等の改正内容に基づく定年延長制度への対応を行うとともに、高齢層職員の勤務労働条件に係る事項については、引き続き貴支部と協議を行いたいと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。

4点目及び6点目の項目についてであるが、昇格制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、2級昇格については、令和2年度より段階的に増設してきており、近年の昇格選考状況を踏まえ、業務に支障を及ぼさない班員体制を見据え、昇格条件等の改善に向けて関係先に働きかけてまいりたい。

また、55歳以上の昇給再開についても、同様に当局での交渉事項とはなりえないが、55歳以上の昇給を含めた処遇面に課題があることは当局としても認識していることから、その改善についても関係先に働きかけるとともに、引き続き、適正な業務執行体制を確保できるよう配置を行ってまいりたい。

次に8点目の項目についてであるが、熱中症対策を含め、公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているところである。特に夏場における想像を超えた酷暑により、現場での業務は過酷さが年々増していることから、熱中症予防対策については非常に重要な事項であると認識しており、職員への注意喚起、意識啓発に加え、効果的な熱中症予防対策用品の調査・検討など、引き続き取り組みを進めてまいりたい。また、感染症を含めた予防対策についても状況に応じた対策を適宜、講じてまいりたい。

9点目の項目についてであるが、本市では現在、「大阪市働き方改革実施方針」に基づき、 勤務条件制度等の充実・見直しを始め、様々な取り組みを進めているところである。当局と しても、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しており、 働く意欲・能力を存分に発揮できるよう、休暇取得の推進はもちろん、職員の労働環境等に ついて、労働基準法や働き方改革の趣旨を踏まえ、当局として主体的に対応してまいりたい。 参考として、令和6年度(令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間)の年次休 暇取得状況については20.13日、なお、令和5年度の同取得状況は20.00日となっている。 同様に夏季休暇の取得日数は4.98日、令和5年度の同取得日数は4.94日となっている。 10 点目の項目についてであるが、作業服等については、この間、貴支部から職員の作業 負荷を軽減する観点から、被服の改善要求を受け、必要性を精査のうえ、吸汗速乾生地の長 袖ポロシャツの各職員への貸与等、改善に努めてきたところである。今後も引き続き、作業 実態に応じた被服等の貸与について、貴支部と協議したいと考えている。また、災害発生時 等に対応し得る被服や安全靴等の備蓄につきましては、引き続き関係部署と連携を図りな がら、検討してまいりたい。

(組合側)

ただいま、職員課長より自治労現業統一闘争にかかる要求に対する回答が示されたが、各 要求項目にかかる回答の内容は、労働組合との協議事項についての、当局としての考え方が 示されたものと認識するところである。しかしながら、すべてについて回答がなされていな いことから、それらの課題については、私たちとしても、引き続き取り組んでまいりたいと 考えている。また、私たちの問題意識については、5月 29 日に申し入れた「自治労現業統 一闘争に関する要求」の内容のとおりであることから、引き続き問題の解決に向け、当局と しても努力されるよう求めておく。その上で、私たちとしても、取り巻く状況に適切かつ柔 軟に対応し、引き続き、大規模地震などの災害発生時における初動体制の確立をめざすとと もに、市民サービスの向上に向け、きめの細かい作業を実施すべく、定曜日・定時収集の実 施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい作業やふれあいあんしんパトロール等、自治体の 礎として実績を積み上げてきた。さらに、2023年度から取り組んでいる「改革プラン 3.0」 の実現にあたっては、「直営」で培った経験とノウハウを活かして、これまで以上に市民が 必要とする「より質の高い公共サービス」を提供することが必要不可欠であると考えること から、公共関与が必要な事業においては、引き続き「直営体制」を基本とすることを求めて おく。また、「直営体制」を基本とするためにも、適切な勤務労働条件のもと、業務を着実 に遂行することが、大変重要であると考えることから、組合員の勤務労働条件にかかる事項 については、労使協議及び情報提供を尽くされるよう改めて求めておく。

私たちは、これまでから環境問題や廃棄物事業は、机上の論理だけでは律しきれない事柄であるとして、コスト論や利益のみを優先する対策ではなく、市民の生活環境を守る、サービスの質を向上させていくことを第一に考えてきた。こうしたことから、大阪市における廃棄物行政のあり方や、新たな廃棄物行政の確立に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えているが、当局としても、行政責任のもと、ごみの収集と処理の一体的対応を積極的に取り組まれるとともに、職員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないよう、適切な処遇・労働環境の確保、被服の改善について努力を重ねられるよう、強く要請しておく。

自治労は、現業・公企統一闘争については、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、第1次、第2次の取組ゾーンを設定して闘いの強化を図ることとし、市従本部は、自治労に結集する立場から取組を進めている。そうしたことから、この時期をもって全ての事項を解決することには成りえないが、本日以降の精力的な取組と交渉・協議を重ね、労使

合意に向け、誠意をもって対応されるよう改めて要請するとともに、現時点の局回答を基本的に了承することとする。しかしながら、「改革プラン 3.0」の各取り組み、特に「新しい環境事業センターについて」の中で組合員の将来的な勤務労働条件に係わる事項等については、早期に明らかにするとともに、当局においても、今後の組合員の身分にかかる内容等であるかを十分に検討し、情報提供及び労使協議を尽くされるよう求めておく。

最後になるが、本日の現業統一闘争については市従本部指令に基づく行動であり、以降の 取り扱いについてもそれに基づくものとなることを、改めて申しあげておく。

(局 側)

以上で、本日の自治労現業統一闘争に関する要求に対する回答の交渉を終了する。